

水道料金納期 納付書での支払いは、4月1日(月)までです。 問 水道局お客さまセンター ☎02286

キャンプ場の利用

観光課 ☎9142 農林水産課 ☎9148

極楽寺山キャンプ場

利用開始日 4月1日(月) 施設内容 5人用常設テント40基、炊事棟、水洗トイレ、シャワー室など

※キャンプ用品などの貸し出しあり ※テントの空き状況は問い合わせてください

※仮予約後、申込書を送付します。申込書は観光協会のホームページからもダウンロードできます

問い合わせ はつかいち観光協会 ☎5656

岩倉ファームパークキャンプ場

利用開始日 4月1日(月) 施設内容 オートキャンプ場

(テント約80基設置可能)、炊事棟、バーベキューコーナー(常設のコンロあり)、水洗トイレ、集会施設(休憩室・シャワー室)

※バーベキューコンロのレンタルや炭・薪の販売あり。数に限りがあります

※テントやタープなどの貸し出しはありません 問い合わせ はつかいち観光協会 ☎5656

年金生活者 支給給付金制度の開始

保険課 ☎9159

10月から、年金生活者支援給付金制度が始まります。

対象 次の全てを満たす人 ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること

・前年の年金額とその他の所得の合計額が、約78万円以下であること

・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※障害年金や遺族年金の受給者は、問い合わせください

支給金額 月額5000円×保険料納付済期間(月数)÷480月

※最大で毎月5000円 ※金額は改定することがあります

現在年金受給中の人の申請方法

対象者には、9月頃に年金機構から通知が届きます。届いた書類に記入し、年金機構へ返送してください。

●平成31年4月以降に65歳に到達し年金を受給する人

届け出が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

支給開始 10月分(12月支給)

春の全国火災予防運動

消防本部予防課 ☎9232

「忘れてない?サイフにスマホに火の確認」

3月1日(金)〜7日(木)は春の全国火災予防運動期間です。市内では、今年に入り、屋外の火災が3件発生しています(2月18日時点)。たき火を行う際は、次のことに注意してください。

- ・枯れ草などがある火災が起りやすい場所では、たき火をしない。
・強風時や乾燥時は、たき火をしない。
・バケツに水をくんでおくなど、事前に消火準備をする。
・たき火をしているときは、その場を離れず、最後は完全に消火する。
・意図せず燃え広がったら、すぐ119番通報する。

米軍機目撃情報

総務課 ☎9100

市は、市民から寄せられた米軍機と思われる低空飛行の目撃情報を、県へ提供しています。

低空飛行を目撃し、生活に影響を与えるような騒音被害を受けたときは、市へ連絡してください。

都市計画の決定

都市計画課 ☎9190

次の都市計画を決定しました。 広島圏都市計画

・特定用途誘導地区(地域医療拠点地区) 告示日 2月6日

広島県収入証紙の買い戻し

会計局 ☎9210

県は、未使用の広島県収入証紙の買い戻し(現金還付・口座振替)を行っています。買い戻しをしていない人は、10月31日(木)までに手続きをしてください。

手続きの方法など詳しくは、広島県会計総務課(☎082-513) 2112)に問い合わせ

福祉・介護

産前産後期間の国民年金保険料免除

保険課 ☎9159

平成31年4月から、産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月以降の人

高次脳機能障害講演会

障害福祉課 ☎9128

市内には、高次脳機能障害を持つ人の相談や、検査などができる拠点病院があります。実際に相談したことで良い方向に進んだ事例などを紹介します。

とき 3月21日(祝)14時〜16時 ところ あいプラザ

定員 70人(先着順) 講師 廿日市記念病院 森山潤一さん(言語聴覚士)・藤原隆博さん(言語聴覚士)、NPO法人高次脳機能障害サポートネットひろしま 濱田小夜子さん

申込方法 障害福祉課まで電話またはファクス(☎9199)で。 ※手話通訳、要約筆記を希望する人は3月14日(木)までに申し込んでください

60歳以上65歳未満の人

年金を受給するために必要な期間が不足している人で、昭和40年4月1日以前に生まれた人は、70歳までに受給資格を満たせる場合のみ、任意加入することがあります。

また、受給資格期間を満たしていても、年金額が満額でない人は、任意加入することで年金額を満額に近づけることができます。

●65歳以上70歳未満の人 65歳まで任意加入をしてもまだ老齢基礎年金を受給するための期間が不足している人で、昭和40年4月1日以前に生まれた人は、70歳までに受給資格を満たせる場合のみ、任意加入することがあります。

意加入は終了します。 ●海外に居住している人 海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人は、任意加入できます。

●学生納付特例制度 国民年金に加入している人が学生であり、本人の前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

現在、学生納付特例に該当している人には、3月下旬に日本年金機構から申請書(はがき)が送られます。翌年度以降も同

国民健康保険の続き

保険課 ☎9159

国民健康保険(国保)加入手続き

必要なもの

- ①印鑑(ゴム製不可)
②本人確認ができるもの(免許証など)
③マイナンバーカードまたは通知カード

- ①健康保険資格喪失証明書
②印鑑(ゴム製不可)
③本人確認ができるもの(免許証など)
④マイナンバーカードまたは通知カード

- ①任意継続の健康保険証(有効期限または資格喪失日が表示されたもの。国保に加入する人全員分)または任意継続健康保険資格喪失証明書
②印鑑(ゴム製不可)
③本人確認ができるもの(免許証など)
④マイナンバーカードまたは通知カード

このようなきとき 必要なもの 転入したとき(前住所から国保に加入していた場合) ①印鑑(ゴム製不可) ②本人確認ができるもの(免許証など) ③マイナンバーカードまたは通知カード

職場の健康保険をやめた場合(扶養から離れた場合も含む) ①健康保険資格喪失証明書 ②印鑑(ゴム製不可) ③本人確認ができるもの(免許証など) ④マイナンバーカードまたは通知カード

任意継続の健康保険(有効期限または資格喪失日が表示されたもの。国保に加入する人全員分)または任意継続健康保険資格喪失証明書 ②印鑑(ゴム製不可) ③本人確認ができるもの(免許証など) ④マイナンバーカードまたは通知カード

国民年金加入者、切り替えの人は年金手帳も必要です ※本人以外の届け出は、委任状と代理人の本人確認ができるもの(免許証など)が必要です

国民年金の任意加入 国民年金の適用を除外されている人で、次に該当する人は、本人の希望で国民年金に任意加入を希望する人は、口座振替の手続きが必要です。

国民年金の任意加入 国民年金の適用を除外されている人で、次に該当する人は、本人の希望で国民年金に任意加入を希望する人は、口座振替の手続きが必要です。